

特定給食施設の開始にあたって

特定給食施設が給食を開始したときは、健康増進法に基づき、その施設の設置者（※）が保健所に届け出る必要があります。（※裏面「設置者とは」を参照）

特定給食施設とは

健康増進法では、特定かつ多数のものに対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」と定めています。（健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条）

町田市では

- （1）給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される。
 - （2）週1回以上で、ほぼ1か月以上継続している。
 - （3）その給食数が1回100食以上又は1日250食以上である。
- （1）から（3）までを満たしている給食施設を特定給食施設として、保健所の栄養指導員が必要に応じて指導及び助言を行っています。

<保健所の栄養指導員が特定給食施設へ行う指導及び助言>

個別指導	栄養管理の方法や利用者への栄養指導等について、施設を巡回して指導や助言等を行っています（巡回指導）。この他、電話での相談、来所による指導・助言等を行っています。
集団指導	○栄養管理講習会の開催 給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に、栄養管理や栄養指導に関する情報の提供等を行っています。 ○施設種類別連絡会の開催 保健所からの情報提供、施設間の情報交換等を行っています。

その他の給食施設とは

町田市では、特定給食施設に該当しない1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設は、「その他の給食施設」として、「特定給食施設」に準じて指導・助言、情報提供等を行っています。

○設置者とは

- ・国公立施設：国、都、市区町村
- ・民間の病院、福祉施設等：その開設者である医療法人や社会福祉法人等
- ・事業所：会社等の代表

※給食業務を委託している場合でも、当該施設の設置者が届出をします。

提出について

<提出方法> ①電子提出 ②窓口へ持参 ③郵送による提出

<提出先>

①電子提出（Graffer スマート申請）【下記 URL または、町田市ホームページ「特定給食施設の栄養管理等」からアクセスできます】

<https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/kaishitodoke>

②・③ 窓口へ持参、郵送による提出

〒194-0021 町田市中町 2-13-3

町田市保健所 保健予防課 保健栄養係（町田市保健所中町庁舎 2階4番窓口）

<提出書類>

- (1) 給食開始届（第2号様式） ※電子提出の方は、オンラインフォームで入力していただきます。
- (2) 給食運営状況票
- (3) 給食施設の平面図

<提出部数> 1部 ※別途、施設で1部を控えとして保管をお願いします。

<提出期限> 給食開始から1か月以内

※様式は町田市保健所中町庁舎で配布しているほか、町田市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.machida.tokyo.jp/iryu/hokenjo/hokeneiyo_shokuikusuishin/tokuteikyuushokushisetsu.html

町田市 特定給食施設届出

検索



この QR コードから
ページに進むことができます。

お問い合わせ

町田市保健所 保健予防課 保健栄養係

〒194-0021 町田市中町 2-13-3

電話番号 042-722-7996

F A X 050-3161-8634